



鳥取県公報

平成18年 3月24日(金)
号外第33号

毎週火・金曜日発行

目 次

公安規則	鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（3）（警務課）	1
	鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（4）（交通指導課）	3

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月24日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

鳥取県公安委員会規則第3号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下本則において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下本則において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下本則において「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下本則において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下本則において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(警務課の所掌事務)</p> <p>第5条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 留置場の管理及び留置人に関すること。</u></p> <p><u>(12) 護送に関すること。</u></p> <p><u>(13) 略</u></p>	<p>(警務課の所掌事務)</p> <p>第5条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 略</u></p>

(監察官室の所掌事務)

第6条の4 監察官室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(4) 略

(生活安全部の分課)

第6条の5 生活安全部に、次の5課及び自動車警ら隊を置く。

生活安全企画課

少年課

生活環境課

地域課

通信指令課

(生活安全企画課の所掌事務)

第6条の6 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(6) 略

(7) 質屋営業法(昭和25年法律第158号)及び古物営業法(昭和24年法律第108号)の施行に関すること。

(8) 略

(9) サイバー犯罪対策に関する調査及び企画に関すること。

(10) 略

(11) 略

(生活環境課の所掌事務)

第6条の8 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(6) 略

(7) 風俗関係事犯の取締りに関すること。

(監察官室の所掌事務)

第6条の4 監察官室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(4) 略

(5) 留置場の管理及び留置人に関すること。

(6) 護送に関すること。

(生活安全部の分課)

第6条の5 生活安全部に、次の5課及び自動車警ら隊を置く。

生活安全企画課

少年課

生活保安課

地域課

通信指令課

(生活安全企画課の所掌事務)

第6条の6 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(6) 略

(7) 風俗関係事犯の取締りに関すること。

(8) 売春関係事犯の取締りに関すること。

(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の施行に関すること。

(10) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。

(11) 質屋営業法(昭和25年法律第158号)、古物営業法(昭和24年法律第108号)及び金属屑業条例(昭和27年鳥取県条例第31号)の施行に関すること。

(12) 略

(13) ハイテク犯罪対策に関する調査及び企画に関すること。

(14) 略

(15) 略

(生活保安課の所掌事務)

第6条の8 生活保安課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(6) 略

(8) 売春関係事犯の取締りに関すること。

(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の施行に関する
こと。

(10) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに
関すること。

(11) 略

(自動車運転免許試験場)

第22条 略

2 免許試験場の位置は、東伯郡北栄町とする。

3～5 略

(7) 略

(自動車運転免許試験場)

第22条 略

2 免許試験場の位置は、東伯郡大栄町とする。

3～5 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。ただし、第22条の改正は、公布の日から施行する。

(傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

2 傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年鳥取県公安委員会規則第5号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「法」という。）第4条第1項及び第7条第1項の鳥取県公安委員会が指定する警視以上の警察官は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県警察本部の生活安全部の生活安全企画課長、少年課長及び生活環境課長、刑事部の捜査第一課長、捜査第二課長及び組織犯罪対策課長並びに警備部の警備第一課長及び警備第二課長の職にある者</p> <p>(4) 略</p>	<p>犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「法」という。）第4条第1項及び第7条第1項の鳥取県公安委員会が指定する警視以上の警察官は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県警察本部の生活安全部の生活安全企画課長、少年課長及び生活保安課長、刑事部の捜査第一課長、捜査第二課長及び組織犯罪対策課長並びに警備部の警備第一課長及び警備第二課長の職にある者</p> <p>(4) 略</p>

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月24日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の細目の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の細目の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章及び第2章 略 第2章の2 <u>放置違反金（第9条の2 - 第9条の9）</u> 第2章の3 <u>確認事務の委託（第9条の10 - 第9条の21）</u> 第3章 <u>運転者の遵守事項（第9条の22・第10条）</u> 第3章の2～第6章 略 附則 第2章の2 <u>放置違反金</u> <u>（放置違反金納付命令書）</u> 第9条の2 <u>法第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付の命令は、別記様式第3号の2の2の命令書により行うものとする。</u> 2 <u>前項に規定する命令書において指定する納付期限は、当該命令書を発する日から起算して14日目に当たる日とする。ただし、当該納付期限が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日（以下「銀行の休日」という。）であるときの当該納付期限は、当該日後における当該銀行の休日でない最初の日とする。</u> <u>（弁明書等の提出期限等）</u> 第9条の3 <u>法第51条の4第6項の規定により弁明書及び有利な証拠（以下この条において「弁明書等」という。）を提出する期限は、同項各号に掲げる事</u>	目次 第1章及び第2章 略 第2章の2 <u>確認事務の委託（第9条の2 - 第9条の12）</u> 第3章 <u>運転者の遵守事項（第9条の13・第10条）</u> 第3章の2～第6章 略 附則

項を通知する書面を発する日から起算して14日目に当たる日とする。

- 2 法第51条の4第7項の規定により掲示する弁明書等を提出する期限は、同項の規定により同条第6項の通知が到達したとみなされる日から起算して7日目に当たる日とする。
- 3 前2項に規定する弁明書等を提出する期限が鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日であるときの当該期限は、当該日後における当該休日でない最初の日とする。
- 4 法第51条の4第12項の規定による書面での通知は、別記様式第3号の2の3の通知書により行うものとする。
- 5 弁明書等は、第1条第1項の規定にかかわらず、鳥取県警察本部交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）又は署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

（督促）

- 第9条の4 法第51条の4第13項前段の規定による督促は、別記様式第3号の2の4の督促状により行うものとする。
- 2 前項に規定する督促状の発送は、第9条の2第2項の規定により指定する納付期限後20日以内に行うものとする。
 - 3 第1項に規定する督促状において指定する納付期限は、督促状を発する日から起算して10日目に当たる日とする。ただし、当該納付期限が銀行の休日であるときの当該納付期限は、当該日後における当該銀行の休日でない最初の日とする。

（延滞金）

- 第9条の5 前条第1項の規定による督促をした場合においては、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該督促に係る放置違反金の金額に年14.5パーセント（督促状に指定した期限までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した額に相当する額の延滞金を徴収する。
- 2 前項の規定による延滞金の額が1,000円未満であるときはその全額を、延滞金の額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てる。

(滞納処分)

第9条の6 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金の滞納処分に関する事務は、警察職員のうちから公安委員会が指定した者に行わせる。

2 前項の規定による指定を受けた者が滞納処分を行うときは、別記様式第3号の2の5の徴収職員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金の滞納処分に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

(納付命令取消通知書等)

第9条の7 法第51条の4第17項前段の規定による納付命令の取消しの通知は、別記様式第3号の2の6の通知書により行うものとする。ただし、同項後段の規定による放置違反金等に相当する金額の還付を伴う場合は、別記様式第3号の2の7の通知書により行うものとする。

(公示送達書)

第9条の8 法第51条の4第18項に規定する公示送達は、別記様式第3号の2の8の公示送達書を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

2 前項に規定する公示送達書において示した放置違反金納付命令書又は督促状による放置違反金の納付期限は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定により書類の送達があったものとみなされる日から起算して、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。ただし、当該納付期限が銀行の休日であるときの当該納付期限は、当該日後における当該銀行の休日でない最初の日とする。

(1) 放置違反金納付命令書 7日目に当たる日

(2) 督促状 3日目に当たる日

(放置違反金の納付済等確認書)

第9条の9 法第51条の7第1項の規定により放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面（以下この項において「納付済等確認書」という。）を国土交通大臣等に提示しなければならない者（次項において「提示義務者」という。）は、公安委員会が行った督促に係るものに限り、別記様式第3号の2の9の申請書により、交通指導課長又

は署長に納付済等確認書の交付を申請することができるものとする。

2 前項の規定による申請は、交通指導課長に対して行う場合は同項の申請書に次の各号に掲げる書類等を添付して郵送することにより、署長に対して行う場合は同項の申請書を提出することにより行うものとする。

(1) 提示義務者の氏名及び現住所を確認することができる書類

(2) 返信用の封筒及び切手

3 第1項の規定による申請に係る放置違反金等が納付され、又は徴収されている場合は、交通指導課長は別記様式第3号の2の10の確認書を当該申請をした者に送付し、署長は当該確認書を当該申請をした者に交付するものとする。

第2章の3 確認事務の委託

(登録申請書等)

第9条の10 略

(登録等の通知)

第9条の11 略

(登録の有効期間等)

第9条の12 略

(駐車監視員資格者講習の受講申込み)

第9条の13 略

(駐車監視員資格者講習修了証明書(認定書)再交付申請書)

第9条の14 略

(認定申請)

第9条の15 略

(認定審査)

第9条の16 略

(認定の拒否)

第9条の17 略

第2章の2 確認事務の委託

(登録申請書等)

第9条の2 略

(登録等の通知)

第9条の3 略

(登録の有効期間等)

第9条の4 略

(駐車監視員資格者講習の受講申込み)

第9条の5 略

(駐車監視員資格者講習修了証明書(認定書)再交付申請書)

第9条の6 略

(認定申請)

第9条の7 略

(認定審査)

第9条の8 略

(認定の拒否)

第9条の9 略

(駐車監視員資格者証交付申請書等)

第9条の18 略

(交付の拒否)

第9条の19 略

(駐車監視員資格者証書換え交付申請書等)

第9条の20 略

(書類の経由先)

第9条の21 委託規則の規定により公安委員会に提出する書類は、署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

第3章 運転者の遵守事項

(車両等の運転者の遵守事項)

第9条の22 法第71条第6号の公安委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) 略

(7) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、又は附着させて、大型自動車、普通自動車(原動機の大きさが総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。

(安全運転管理者等の選任等の届出)

第10条の2 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者の選任又は解任の届出は、別記様式第4号による届出書2通を公安委員会に提出してしなければならない。当該届出書の記載事項に変更が生じたときも、同様とする。

2 法第74条の3第5項の規定による副安全運転管理者の選任又は解任の届出は、別記様式第4号の2の届出書2通を公安委員会に提出してしなければならない。当該届出書の記載事項に変更が生じたときも、同様とする。

3 略

(安全運転管理者等の解任命令)

(駐車監視員資格者証交付申請書等)

第9条の10 略

(交付の拒否)

第9条の11 略

(駐車監視員資格者証書換え交付申請書等)

第9条の12 略

第3章 運転者の遵守事項

(車両等の運転者の遵守事項)

第9条の13 法第71条第6号の公安委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) 略

(安全運転管理者等の選任等の届出)

第10条の2 法第74条の2第5項の規定による安全運転管理者の選任又は解任の届出は、別記様式第4号による届出書2通を公安委員会に提出してなければならない。当該届出書の記載事項に変更が生じたときも、同様とする。

2 法第74条の2第5項の規定による副安全運転管理者の選任又は解任の届出は、別記様式第4号の2の届出書2通を公安委員会に提出してしなければならない。当該届出書の記載事項に変更が生じたときも、同様とする。

3 略

(安全運転管理者等の解任命令)

第10条の4 法第74条の3第6項の規定による命令は、別記様式第6号による命令書により行うものとする。

(道路の使用の許可)

第12条 法第77条第1項第4号の規定により、公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次に掲げる行為(第3号及び第5号から第8号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法(昭和25年法律第100号)の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動のために行うものを除く。)とする。

(1)~(9) 略

(10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験をすること。

別表第1(第3条関係)

(1)及び(2) 略

(3) 最高速度の規制の対象から除外する車両

交通の取締りに従事している車両

(4) 略

(5) 駐車禁止の規制の対象から除外する車両

ア 略

イ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(ア)~(オ) 略

(カ) 法第51条の4第1項に規定する放置車両の確認及び標章の取付けのため使用する車両

(キ) 略

ウ 略

(6) 時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両

ア 略

イ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(ア) 略

(イ) 前号イ(イ)から(カ)までに掲げる車両

別表第2(第7条の2関係)

第10条の4 法第74条の2第6項の規定による命令は、別記様式第6号による命令書により行うものとする。

(道路の使用の許可)

第12条 法第77条第1項第4号の規定により、公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次に掲げる行為(第3号及び第5号から第8号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法(昭和25年法律第100号)の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動のために行うものを除く。)とする。

(1)~(9) 略

別表第1(第3条関係)

(1)及び(2) 略

(3) 最高速度の規制の対象から除外する車両

ア 緊急自動車

イ もっぱら法第22条の規定に違反する車両の取締りに従事する車両で、緊急自動車以外のもの(最高速度の規制が令第11条に定める速度以下である場合に限る。)

(4) 略

(5) 駐車禁止の規制の対象から除外する車両

ア 略

イ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(ア)~(オ) 略

(カ) 略

ウ 略

(6) 時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両

ア 略

イ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(ア) 略

(イ) 前号イ(イ)から(オ)までに掲げる車両

別表第2(第7条の2関係)

路 線 名	区 間
略	
一般国道9号	鳥取市秋里字東皆竹736 - 1 から米子市陰田町地内島根県境まで
一般国道9号 (青谷羽合道路)	鳥取市気高町八束水字鶴木谷755 - 1 から東伯郡湯梨浜町大字長瀬字又四郎開1821 - 1 まで
一般国道9号 (青谷羽合道路)	東伯郡湯梨浜町大字園字浜山2202 - 19から同町大字園字浜山2298 - 3まで
略	
一般県道境外港線	境港市昭和町13 - 8 から同市上道町2191 - 5まで
一般県道渡余子停車場線	境港市渡町字取溝2617 - 1 から同市渡町字取溝2738 - 1 まで
略	

別記様式第3号の3 (第9条の10、第9条の12関係)

略

別記様式第3号の4 (第9条の10関係) 略

別記様式第3号の5 (第9条の10関係) 略

別記様式第3号の6 (第9条の10関係) 略

別記様式第3号の7 (第9条の13関係) 略

別記様式第3号の8 (第9条の13関係) 略

別記様式第3号の9 (第9条の14関係) 略

別記様式第3号の10 (第9条の15関係) 略

別記様式第3号の11 (第9条の16関係) 略

別記様式第3号の12 (第9条の18関係) 略

別記様式第3号の13 (第9条の18関係) 略

路 線 名	区 間
略	
一般国道9号	鳥取市秋里字東皆竹736 - 1 から米子市陰田町地内島根県境まで
略	
一般県道境外港線	境港市昭和町13 - 8 から同市上道町2191 - 5まで
略	

別記様式第3号の3 (第9条の2、第9条の4関係)

略

別記様式第3号の4 (第9条の2関係) 略

別記様式第3号の5 (第9条の2関係) 略

別記様式第3号の6 (第9条の2関係) 略

別記様式第3号の7 (第9条の5関係) 略

別記様式第3号の8 (第9条の5関係) 略

別記様式第3号の9 (第9条の6関係) 略

別記様式第3号の10 (第9条の7関係) 略

別記様式第3号の11 (第9条の8関係) 略

別記様式第3号の12 (第9条の10関係) 略

別記様式第3号の13 (第9条の10関係) 略

別記様式第3号の14 (第9条の20関係) 略

別記様式第3号の14 (第9条の12関係) 略

別記様式第3号の15 (第9条の20関係) 略

別記様式第3号の15 (第9条の12関係) 略

別記様式第6号 (第10条の4関係)

別記様式第6号 (第10条の4関係)

安全運転管理者 解任命令書
副安全運転管理者
年 月 日
様
鳥取県公安委員会 印

安全運転管理者 解任命令書
副安全運転管理者
年 月 日
様
鳥取県公安委員会 印

道路交通法第74条の3第6項の規定により、下
記のとおり 安全運転管理者 の解任を命ずる。
副安全運転管理者

道路交通法第74条の2第6項の規定により、下
記のとおり 安全運転管理者 の解任を命ずる。
副安全運転管理者

略

略

教示 略

教示 略

第2条 鳥取県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第3号の2の次に次の9様式を加える。

別記様式第3号の2の2 (第9条の2関係)

放置違反金納付命令書

第 号
年 月 日

様

鳥取県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、下記のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納入通知書により納付してください。

記

命令の件名	放置違反金の納付命令に関する件 (第 号)
放置違反金の額	¥ _____
納付の期限	年 月 日まで
納付の場所	納入通知書記載の金融機関 (記載以外の金融機関については、別に振込手数料がかかりますが、取扱いができます。ただし、日本郵政公社では取扱いできません。)
納付命令の理由	あなたの使用する車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。 違反日時 違反場所 違反車両番号 違反態様

照 会 先

注1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、自動車検査証が返付されないこととなります。

2 同一の車両につき、繰り返し放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

教示 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に鳥取県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます。なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として (訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。)、提起することができます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 照会先の欄には、担当組織の住所、名称及び電話番号を記載する。

別記様式第3号の2の3 (第9条の3関係)

(表)

仮納付金返還通知書

第 号
年 月 日

様

鳥取県公安委員会 印

あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった「放置違反金の納付命令に関する件
(第 号)」については、下記の理由により、納付命令をしないこととしたので、道路交通法第51条の4第12項の規定により通知します。また、あなたから仮納付されている下記の金額を返還しますので、同封の「仮納付金返還請求書」を、裏面の仮納付金返還請求書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

記

理 由	
金 額	¥ _____

(裏)

仮納付金返還請求書記載要領

住所、氏名及び電話番号を記入し、押印の上、A又はBの受領方法のいずれか一つを選択し、番号を で囲んでください。

1 口座振込みを希望の方・・・【Aを で囲まれた方】

次の事項を記載してください。

- (1) 振込先金融機関店舗名（郵便貯金に振り込むことはできません。）
- (2) 振込口座（普通預金又は当座預金を指定してください。）及び口座番号を記入してください（請求者ご本人の口座に限ります。）。手続を済ませ次第「振込通知書」をお送りします。
なお、あなたの指定した金融機関店舗に振込みができないときは、2の方法による支払いをする場合があります。そのときは、2の方法によりお受け取りください。

2 郵便局又は銀行払渡しを希望の方・・・【Bを で囲まれた方】

- (1) あなたの希望した郵便局又は銀行を受取場所にした「送金通知書」をお送りしますので、受領後、記載されている払渡郵便局又は銀行で、受取可能期間を確認の上、お受け取りください。
- (2) 受取りには、受領した送金通知書、印鑑及び身分を証明するもの（本人が受け取る場合以外は、委任状が必要）を持参してください。
「送金通知書」は、書留郵便で送付されます。

照 会 先

備考 照会先の欄には、担当組織の住所、名称及び電話番号を記載する。

別記様式第3号の2の4 (第9条の4関係)

(表)

様	第 号 年 月 日		
督 促 状	鳥取県公安委員会 印		
<p>あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過してもまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。</p> <p>下記の指定納付期限までに、同封の納入通知書により至急納付してください。</p> <p>指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。</p> <p>なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。</p>			
記			
年度	弁明通知書の番号	放置違反金	延滞金
	号	¥	裏面のとおり
指定納付期限	年 月 日まで		
納付場所	納入通知書に記載の場所（記載以外の金融機関については、別に振込手数料がかかりますが、取扱いできます。ただし、日本郵政公社では取扱いできません。）		
照 会 先			

注1 上記の放置違反金及び延滞金を納付しない場合、法令の規定により、自動車検査証が返付されないこととなります。

2 先に送付しました納入通知書は使用せず、同封した納入通知書により上記納付場所の金融機関の窓口でお納めください。

なお、納付した場合には、納入通知書に添付されている領収証書が当該放置違反金及び延滞金を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。

3 延滞金については、裏面をご覧ください。

教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に鳥取県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます。なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 照会先の欄には、担当組織の住所、名称及び電話番号を記載する。

(裏)

延滞金について

- 1 納入通知書に指定した期日から納付の日までの期間の日数に応じ、放置違反金の金額に年14.5パーセント（納入通知書に指定した期日の翌日から督促状に指定した期日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した額の延滞金が徴収されることとなります。
- 2 1の延滞金の計算については、延滞金の額が1,000円未満であるときはその全額を、延滞金の額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとします。
- 3 1及び2により計算した延滞金は、同封の納入通知書とは別に後日送付する納入通知書により納付してください。

別記様式第3号の2の5 (第9条の6関係)

(表)

← 8センチメートル →

↑ 5 セ ン チ メ ー ト ル ↓	第 号	所 属
	写 真	氏 名
		生年月日
	放 置 違 反 金 等 徴 収 職 員 証	
		年 月 日交付 鳥取県公安委員会 印

(裏)

- 1 この証票は、道路交通法第51条の4第14項の規定により行う放置違反金等の滞納処分に関し、質問、検査若しくは捜索又は差押えをする徴収職員であることを証明するものである。
- 2 この証票は、退職、転勤等により徴収職員でなくなった場合は直ちに返納しなければならない。

別記様式第3号の2の6 (第9条の7関係)

放置違反金納付命令取消通知書

第 号
年 月 日

様

鳥取県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令 (第 号) については、下記の理由により取り消
しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。

記

理由	
----	--

照 会 先

備考 照会先の欄には、担当組織の住所、名称及び電話番号を記載する。

別記様式第3号の2の7 (第9条の7関係)

(表)

放置違反金納付命令取消兼還付通知書

第 号
年 月 日

様

鳥取県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令 (第 号) については、下記の理由により取り消しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。また、あなたから納付されている下記の金額を還付しますので、同封の「放置違反金還付請求書」を、裏面の放置違反金還付請求書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

記

理 由	
金 額	¥ _____

(裏)

放置違反金還付請求書記載要領

住所、氏名及び電話番号を記入し、押印の上、A又はBの受領方法のいずれか一つを選択し、番号を で囲んでください。

1 口座振込みを希望の方・・・【Aを で囲まれた方】

次の事項を記載してください。

(1) 振込先金融機関店舗名 (郵便貯金に振り込むことはできません。)

(2) 振込口座 (普通預金又は当座預金を指定してください。) 及び口座番号を記入してください (請求者ご本人の口座に限ります。)。手続を済ませ次第「振込通知書」をお送りします。

なお、あなたの指定した金融機関店舗に振込みができないときは、2の方法による支払いをする場合があります。そのときは、2の方法によりお受け取りください。

2 郵便局又は銀行払渡しを希望の方・・・【Bを で囲まれた方】

あなたの希望した郵便局又は銀行を受取場所にした「送金通知書」をお送りしますので、受領後、記載されている払渡郵便局又は銀行で、受取可能期間を確認の上、お受け取りください。

なお、受取りには、受領した送金通知書、印鑑及び身分を証明するもの (本人以外が受け取る場合は、委任状が必要) を持参してください。

「送金通知書」は、書留郵便で送付されます。

照 会 先

備考 照会先の欄には、担当組織の住所、名称及び電話番号を記載する。

別記様式第3号の2の9 (第9条の9関係)

納付・徴収済確認書交付申請書

年 月 日

様

住所

フリガナ

氏名

連絡先電話番号 () -

次の放置違反金納付命令について、納付・徴収済確認書の交付を申請します。

弁明通知書の番号 (違反番号)	
納付命令に係る自動車の番号標の番号	
フリガナ 納付命令を受けた者の氏名	-----

注 交付される納付・徴収済確認書は、鳥取県公安委員会がした放置違反金納付命令に係るものに限り、他の都道府県公安委員会がした放置違反金納付命令に係る納付・徴収済確認書については、当該他の都道府県公安委員会に対して交付を申請してください。

別記様式第3号の2の10 (第9条の9関係)

年 月 日

納付・徴収済確認書

次の放置違反金納付命令については、既に放置違反金等が納付され、又は徴収されていることが確認されました。

弁明通知書の番号	第	号
納付命令に係る自動車の番号標の番号		
フリガナ 納付命令を受けた者の氏名	-----	
申請者の氏名		

注 この確認書は、道路交通法第51条の7第1項の規定により継続検査又は構造等変更検査に際して国土交通大臣等に提示される場合に限って有効です。

職名

印

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。ただし、第1条中第12条、別表第1第3号及び別表第2の改正は、同年4月1日から施行する。